

施策の柱	1 理解と交流の促進	
施策項目	(1) あらゆる障害や障害者についての理解の促進	
施策展開	① 啓発広報の推進	② 地域、学校、職場における啓発の促進

現行計画に基づく主な取組状況等

● 現行計画に基づく主な取組状況

- ① 障害者週間や人権週間の機会等を活用し、ポスター募集や講演会などを実施し、障害や障害者についての理解を促進するとともに、互いの人権を尊重する意識の普及・高揚に努めている。

事業名	単位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
人権啓発フェスティバルの開催	来場者数(延べ)	12,200人	10,000人	11,000人	11,000人	18,000人	18,600人

- ② やさしさ発見（福祉活動体験）プログラム事業、福祉教育推進事業、公民館学習会、人権啓発リーダー養成講座の実施を通じ、障害者自らが行う啓発活動を促進するとともに、学校、地域、職場における啓発を推進している。

事業名	単位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
やさしさ発見プログラム事業	実施件数	97件	121件	160件	140件	163件	167件
	参加者数	10,419人	13,785人	16,090人	14,732人	19,497人	19,085人
福祉教育推進事業	実施回数	8回	2回	2回	2回	2回	2回
	参加者数	145人	65人	72人	107人	51人	39人
障害者団体等との連携により開催した公民館事業等	実施回数	185回	194回	208回	229回	268回	198回
	参加者数	8,697人	8,112人	11,341人	8,313人	8,830人	7,937人
人権啓発リーダー養成講座の実施	養成者数	83人	86人	64人	79人	57人	124人

- ③ 市職員や民間福祉サービス事業者への研修を実施し、理解促進や啓発に努めている。

事業名	単位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
民間の福祉サービス従事者への研修	実施回数	6回	6回	5回	5回	7回	7回

- ④ 発達障害者支援講演会や市広報紙・ホームページ等を活用し、発達障害や高次脳機能障害等について幅広く情報発信し、啓発の推進に努めている。

事業名	単位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発達障害者支援講演会	参加者数	515人	507人	505人	1,032人	865人	514人

《次頁へ続く》

次期計画において求められること

- 1 障害者福祉に関するアンケート調査では、障害者全体で5人に2人が「障害者に対する市民の理解が深まっていると思わない」と回答している。また、障害者全体で3~4人に1人が「障害者の権利を守るために、市がする必要がある取組」について、「市民の障害及び障害者への理解を深めるための啓発」と回答しており、障害や障害者についての啓発と市民・地域における一層の理解促進が求められている。
- 2 障害や障害者についての理解促進のためには、身近な地域、学校、職場の活動を通じて障害者の理解促進を図ることが重要である。
- 3 改正障害者基本法で「障害者の定義」が見直され、障害及び社会的障壁（障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとされ、その範囲が拡大された。また、発達障害、高次脳機能障害、難病については、他の障害に比べて、認知されはじめて日が浅い。
こうしたことから、「障害者の定義」が見直されたことの周知に加え、十分認知されていない発達障害、高次脳機能障害、難病についての一層の啓発が求められる。

《次頁へ続く》

施策の柱	1 理解と交流の促進	
施策項目	(1) あらゆる障害や障害者についての理解の促進	
施策展開	① 啓発広報の推進	② 地域、学校、職場における啓発の促進

現行計画に基づく主な取組状況等

(障害者福祉に関するアンケート調査の関係部分)

①「障害者に対する市民の理解が深まっていると思うか」について、障害者全体で5人に2人(40.0%)が「あまりそう思わない」又は「まったくそう思わない」と回答している。また、発達障害者(43.7%)、高次脳機能障害者(38.9%)、難病患者(36.3%)では、2~3人に1人が「あまりそう思わない」又は「まったくそう思わない」と回答している。

回答者	全体	身体	知的	精神(通)	精神(入)	難病	高次脳	発達	障害児
「あまりそう思わない」又は「まったくそう思わない」と回答した割合	40.0%	32.1%	44.2%	39.5%	36.3%	36.3%	38.9%	43.7%	47.4%

②「障害者の権利を守るために、市がする必要がある取組」について、障害者全体で3~4人に1人(27.5%)が「市民の障害及び障害者への理解を深めるための啓発」と回答している。また、発達障害者(37.8%)、高次脳機能障害者(47.1%)、難病患者(26.3%)では、2~4人に1人が「市民の障害及び障害者への理解を深めるための啓発」と回答している。

回答者	全体	身体	知的	精神(通)	精神(入)	難病	高次脳	発達	障害児
「市民の障害及び障害者への理解を深めるための啓発」と回答した割合	27.5%	24.4%	29.3%	24.3%	17.0%	26.3%	47.1%	37.8%	37.1%

(広島市に寄せられた主な関連要望)

- ① 幼少期からの障害や障害者についての理解促進が必要である。
- ② 外見からは分かりにくい障害や障害者についての啓発広報を推進してほしい。
- ③ 「心のバリアフリー化」を推進してほしい。

(その他)

- ① 平成23年8月の障害者基本法の改正で、「障害者の定義」が見直された。

次期計画における施策の方向性等

方向性

- 障害や障害者についての一層の理解を促進する。
- 地域団体の活動等を通じた啓発を促進する。
- 学校教育における、障害や障害者についての理解を促進する取組を検討する。
- 障害者の雇用拡大や職場定着に向け、企業等における障害や障害者についての理解促進に努める。
- 「障害者の定義」の見直しについての周知を図り、発達障害、高次脳機能障害、難病についての啓発広報を推進することで、市民の障害や障害者についての正しい理解を促進する。

主な事業・取組

- ② 障害者週間(12月3日~9日)推進事業
- ② 人権啓発フェスティバルの開催
- ② 福祉教育推進事業
- ② やさしさ発見(福祉活動体験)プログラム事業
- ② 人権啓発リーダー養成講座の実施
- ② 市内の企業に対する雇用啓発文の送付
- ② 障害者を理解するための市職員への研修
- ② 民間の福祉サービス従事者への研修
- ③ 見直された「障害者の定義」や十分認知が進んでいない発達障害、高次脳機能障害、難病等の周知を通じた障害や障害者についての正しい理解の促進
- ② 発達障害者支援事業(うち、コミュニケーション支援ボード(イラストを指すことでお互いの意思を伝え合うよう工夫された意思伝達ツール)の活用)